

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和5年4月21日

茨城県知事 大井川 和彦

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 指定年月日     | 令和5年4月21日                  |
| 2 調査を行う者の名称 | 神栖市                        |
| 3 調査地域      | 神栖市日川及び知手の各一部              |
| 4 調査期間      | 令和5年4月28日から<br>令和6年3月31日まで |